

第4 おわりに

女性に対する暴力に関する専門調査会では、平成13年4月以降、配偶者暴力防止法の円滑な施行に向けた検討を行ってきた。平成13年10月3日には報告書『「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の円滑な施行について』を、また、今回、その2として2つのテーマについての報告書をそれぞれ作成した。その間、10月13日には配偶者暴力防止法の一部が、また、平成14年4月1日には残る配偶者暴力相談支援センター等に係る部分がそれぞれ施行された。これで、配偶者暴力防止法についてはすべての部分が施行されたこととなる。

関係府省庁においては、平成13年10月3日に男女共同参画会議から述べられた意見を踏まえ各種取組を推進するとともに、今回取りまとめた意見も参考に、積極的な取組を進めていただきたい。

本専門調査会では、今後、配偶者からの暴力に関する関係府省庁の施策等の実施状況を的確に注視していくとともに、配偶者暴力防止法に、施行後3年を目途として、施行状況等を勘案し検討を加える旨規定されていることから、しかるべき時期に再び配偶者からの暴力に関する多角的な検討を行う必要があると考えている。